

学校いじめ防止基本方針(小山町立小山中学校)

1 基本方針の策定にあたって

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められます。いじめられた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。

以上の考えにより、本方針を策定します。

2 いじめの防止等の対策のための校内組織

<いじめ防止対策委員会>

校内構成員〔校内の教職員〕

校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主事、養護教諭

外部構成員〔連携を図る外部専門家〕

スクールカウンセラー、学校評議員、主任児童委員、校医、警察関係者（交番長）

★いじめ防止対策委員会では、以下のような内容について検討を行います。

(未然防止～健やかでたくましい心を育む)

- ・人権感覚、自尊感情、規範意識を育てるための方策
- ・いじめ防止基本方針の策定や見直し

(早期発見・早期対応)

- ・アンケートの作成、結果の考察
- ・情報交換、共有

(関係機関との連携)

- ・情報交換
- ・事案発生時の対応

3 いじめ防止等のための対策

(1) 人権教育の推進

①道徳教育との関連

人権教育との関わりを意識して、道徳の総括目標を『自身の思いや考えと向き合い、仲間と関わり合う中で、信頼関係や温かい人間関係を築く。』に設定します。道徳推進教師を中心に、計画的に全教師が協力して道徳授業を展開していきます。年間計画に従って、「私たちの道徳」「心のノート」等を使いながら、いじめ問題に関わる道徳授業を計画的に実施していきます。

生徒の発達段階に基づき、次のように学年目標を設けて道徳教育の充実を図ります。

【第1学年】自分の思いや考えを相手に伝え、相手の話を理解しようとする。

【第2学年】自分の思いや考えを相手に伝え、相手の話を理解しようとする。また、お互いの考えを理解し合い、自分の考えを持つことができる。

【第3学年】自分の思いや考えを相手に伝え、相手の話を理解しようとする。また、お互いの考えを理解し合い、自分の考えを持つことで、自分や相手の考えを大切にできる。

②人間関係づくりプログラムの実施 等

関わり合い認め合う活動を通して、誇らしい自己と共感的な人間関係を育てることを念頭に、各教科等で次のような人権教育の視点を取り入れた指導を工夫していきます。

○一人一人を大切にす授業

- ・授業中に生徒が互いの意見を語り合い、聴き合い、時には活発に議論を交わす場面を設定します。
- ・生徒の思いを引き出し、関わり合いや認め合いにつなげる仕掛けや発問を工夫します。

○自他を尊重できる、居心地のよい学校

- ・4つの誇り「あいさつ」「部活動」「合唱」「清掃」を発信していきます。
- ・人権の知識と人権感覚を身に付ける学級活動の授業を行います。
- ・生徒理解を深めるために、日常的な声かけと教育相談を実施します。
- ・小山中学校区4校のあいさつ運動であいさつの輪を広げていきます。
- ・社会体験学習や職業体験、ボランティア活動で交流体験を行います。

(2) 子どもの自主的活動の場の設定

①本校の誇りである「あいさつ運動」「部活動」「合唱」への取組を生徒会活動にも位置付けて全校で活発化に取り組みます。

②生徒総会等の場で、「思いを伝え合う話し合い活動」について全校討論を行っていきます。

③縦割りカラー活動や縦割り清掃等で、異学年間の生徒達がリーダーを中心に、積極的に関わり合う中で、他者のよさを認め、仲間の大切さを実感し、自分自身も成長していけるように支援していきます。

(3) 保護者や地域への啓発

① P T A役員会での情報交換及び報告

P T A役員会で、学年部、校外生活部でいじめについての情報交換やあいさつ運動や校区パトロールでの様子について話し合いを持ちます。

② P T A総会・学年、学級懇談会での周知

学年懇談会や学級懇談会での話し合いテーマの中で、いじめについての情報交換やいじめ撲滅に関しての提言をいただきます。

③地域ボランティアとの連携

・学校に来ていただいている読み聞かせボランティアの方々や「かけ込み110番の家」の方々に、登下校の状況で気になることの連絡をしていただきます。

④インターネットを介してのいじめ防止について啓発活動を行います。

・ネットパトロールの実施 ・入学者説明会、学年・学級懇談会等の機会を捉えた説明会の実施。

・リーフレット資料（「文部科学省 ちょっと待ってケータイ&スマホ等」や「静岡県ネット安全・安心協議会 親子で話そう！静岡県のケータイ・スマホルール」等）を活用して、携帯電話がもたらす危険性についての認識を高めると共に家庭における適切な指導やルールづくり、フィルタリングの設定等の啓発活動の実施。

(4) いじめに関する教職員の研修

①校内研修年間計画に、スクールカウンセラーによるいじめに関わる講義を設定します。その際に、グループワークを行い、「いじめに関する指導」についての研修を行います。

②情報モラル教育を進めるために、生徒指導主事や情報担当教員を講師として、ラインやメール、ツイッターのしくみや、2ちゃんねる等のネットの書き込みについてのしくみやどう犯罪に使われるかを研修します。

(5) いじめの早期発見・早期対応

①いじめアンケートの実施

a 前後期それぞれ1回実施

b 実施後集計し、集計結果を基にいじめ防止対策委員会で、対策を検討

②担任による教育相談の実施

a 年2回実施

③なのはな相談員による児童生徒観察

a 月1回実施

④スクールカウンセラーによる教育相談の実施

スクールカウンセラー年間計画に沿って、教育相談の実施

⑤不登校生徒への関わり

a 欠席1日目… 学級担任による対応（欠席理由の把握、学級担任等による電話連絡や家庭訪問の実施

- b 連続欠席等3日目… 校内で情報共有 遅刻・早退も加味
- c 連続欠席や1ヶ月通算欠席が続く（遅刻・早退も加味）…サポートチームを結成しての支援、教育委員会の支援



不登校の原因や背景となった要因を検証し、解消に向けてチームで取り組みます。（いじめが背景にある場合、いじめの解消に向けて迅速に対応します）

(6)いじめに対する措置

①いじめの情報を受けたり、いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、早い段階から的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、毅然とした態度で、その場でその行為を止めます。また生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えを受けたときは、真摯に対応します。いじめを確認した場合は、特定の教員で抱え込まずに、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応します。また、いじめアンケート実施後は、情報がなかった場合でも開きます。

②いじめられた児童・生徒・保護者への配慮と対応

被害生徒に対しては、事情や心情をくみ取り、生徒の状態に合わせた継続的なケアを行います。いじめられた生徒が、落ち着いて教育を受けられるような環境を確保します。そしていじめられた生徒に寄り添い、支える体制をつくります。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を仰ぎます。

③いじめた児童・生徒へ・保護者への指導と対応

加害生徒に対しては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体、又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為を自覚をさせていきます。また、いじめを行った事情や心情を聴き取り、いじめを行った背景にも目を向けながら、複数の教職員で、毅然とした態度で指導を行います。またスクールカウンセラーの協力を得て、加害生徒のいじめ再発防止に向けて適切な指導を継続的に行います。

④周囲の生徒への対応

周囲の子が、いじめの傍観者になっていた場合は、いじめはどんな場合でも許されないことを説明し、自分の問題として捉えさせます。いじめに対して同調したりはやしたてたりしていた「観衆」、見て見ぬ振りをしていた「傍観者」であった生徒に対しては、そうした行為がいじめを受けていた生徒にとっては、つらく悔しいことであり、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感や疎外感を強めることになることを理解させます。その指導を通して、「観衆」「傍観者」を「仲裁者」に変容させるように、すべての教職員が

「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることが、いじめをなくすことにつながる」ことを指導します。

⑤関係機関との連携

いじめが暴行や傷害等、犯罪行為にあたりと認められる場合や生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、警察に相談・通報して、連携して被害生徒を守ります。

(7)重大事態への対処

①調査

重大事態が発生した場合には小山町教育委員会に報告し、町教委の指示に従い調査を行います。

調査組織が町教委の場合は全面協力し、学校の場合は町教委指導の下、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行います。

調査結果は、町教委が町長へ報告すると共に、町教委または学校が、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた子ども及びその保護者に提供します。

②各対応の担当

- ・校内の統制と指揮（校長）
- ・学外への緊急支援要請（教頭）
- ・報道機関への対応（教頭）
- ・経過の整理（生徒指導主事）
- ・全校児童生徒への対応（生徒指導主事）
- ・現場での実践的対応（生徒指導主事）
- ・関係機関との連携（教頭）
- ・保護者、地域との連携（教頭・生徒指導主事）
- ・授業変更等の措置（教務主任）
- ・保護者への連絡、対応（生徒指導主事・学年主任）
- ・個々の児童生徒への対応（担任・生徒指導主事）
- ・SCや医療機関との連携（生徒指導主事・養護教諭）
- ・生徒の心のケア（養護教諭・スクールカウンセラー・校医）
- ・応急処置（養護教諭・その他の職員）